

東温市立小中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

東温市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状3
2. 目標4
3. 計画の期間5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、教育職員自身が「働きやすさ」や「働きがい」を実感し、自身のその能力を十分に発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、児童生徒の学びをより充実させることを目的として策定するものである。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域など教育に関わる全ての関係者が一体となって教育職員の働き方改革を推進し、児童生徒のために教育の質をさらに高めていく。

(2) 本市の現状

本市では、以前より、教育職員の在校等時間の管理及びストレスチェックを行い、状況分析と把握に努めてきた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の年間の1か月当たりの平均時間外在校等時間の状況について、過去5年間は以下のとおりであった。

【時間外在校等時間の状況】

(単位:時間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	53.03	48.36	45.38	46.46	41.05
中学校	48.39	48.58	47.55	52.21	53.07

令和6年度は、小学校で41.05時間、中学校で53.07時間であり、教育委員会が学校管理規則で示す時間外在校等時間の上限時間「1箇月について45時間以内」を小学校は下回っているものの、中学校は上回っており若干の増加傾向が見られる。また、80時間を超える時間外在校等時間となっている教育職員が、令和6年度は月平均17人となっており、健康管理の面からも早急な対策が必要である。

【ストレス要因の状況(令和6年度ストレスチェック結果より)】

高ストレス者上位3位

- | | |
|-------------------|-------|
| 1 対処困難な児童生徒への対応 | 21.7% |
| 2 校務分掌 | 17.4% |
| 3 保護者対応、部活指導、人間関係 | 8.7% |

高ストレスの理由としては、対処困難な児童生徒への対応や校務分掌の負担が大きくなっていることがうかがわれる。また、就労時間とストレスの関係についての所見によると、就労時間が長くなるにつれて、ストレスは上昇する結果となっているので、時間外在校等時間の削減についての対応が必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目 標

本計画において、達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ② 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ③ 1年間時間外在校等時間を360時間以下にする

◆「在校等時間」の定義◆学校教育活動に関する業務を行っている時間。

(判断方法)

いずれも、毎月の勤務時間調査(ミライム)により結果を判断する。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

〈カッコ内は令和6年度の数値〉

- ① ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7%以下にする〈7.9%〉
- ② ストレスチェックにおける職業性ストレス分析レポートの「働きがい」の割合を全国平均以上にする〈3.2(全国平均2.8)〉

(判断方法)

いずれも、毎年実施するストレスチェックの結果により判断する。

《留意事項》

- ・実際の時間より短い虚偽の時間を記録することがあってはならない。
- ・業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として、持ち帰り業務を増加させることは厳につつしむ必要がある。仮に持ち帰りの実態がある場合、各学校では、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進めること。
- ・学校運営協議会の活用を推進する。
- ・校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築する。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度(4年間)

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

* 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

* 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間における見回りについては、街頭補導活動が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、青少年問題等協議会等において、認識を共有する。

* 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

地域学校協働活動の実施状況により検討する。

* 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

県教育委員会では、全ての学校が相談可能な学校問題解決支援チーム(令和7年度新設)を設置しており、学校だけでは対応が困難な場合には、相談窓口の活用を推進する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

* 調査・統計等への回答

学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員等を中心に実施。

* 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画する。

***ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理**

教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、学校の実情に応じて対応する。

***学校プールや体育館等の施設・設備の管理**

教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も検討する。

***校舎の開錠・施錠**

管理職等に固定せず、機械警備や役割分担の見直し等を促進する。

***児童生徒の休み時間における安全への配慮**

地域住民等の支援や、輪番等を促進する。

***校内清掃**

児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進する。

***部活動**

部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

***給食の時間における対応**

食に関する指導については、栄養教諭等が対応する。

***授業準備**

教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進する。

***学習評価や成績処理**

採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施する。

***学校行事の準備・運営**

関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進する。

***進路指導の準備**

就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進する。

***支援が必要な児童生徒・家庭への対応**

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフとの協働等を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- *年度当初において、教育課程の年間総授業時数や週当たり授業時数の見直しを行い、指導体制に見合うよう設定する。
- *勤務時間内の登下校時間や清掃時間、放課後の児童生徒の活動時間等の見直しなどによる日課表の工夫を行う。
- *校務支援システム、学校グループウェア等デジタルツールを用いた校務の効率化を進めるとともに、電子黒板やデジタル教材など ICT 機器の活用により教育職員の負担軽減を進める。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- *1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を促す。
- *学校における定時退勤日を最低月 1 回以上は完全実施し、可能な限り回数を増やす。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出勤管理システム(ミライム)で把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を推進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう努める。